

■「第4次福岡市子ども総合計画」における事業目標等について

I 計画の概要

1 これまでの経緯及び策定の趣旨

- 平成 12 年 「福岡市子ども総合計画」策定
- 平成 17 年 「福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・前期計画)として見直し
- 平成 22 年 「新・福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・後期計画)として見直し
- 平成 27 年 「第4次福岡市子ども総合計画」策定(予定)
⇒ 子ども・子育て支援新制度(平成 27 年 4 月開始)に対応、子ども施策を総合的・計画的に推進
※ 平成 26 年 2 月に「福岡市子ども・子育て審議会」に諮問(現在審議中)。
平成 27 年 1 月ごろ答申予定。

2 計画の位置づけ

- 「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進
- 以下の計画として位置付け
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」(策定必須)
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・母子及び寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

3 計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度まで

4 対象 すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域、事業者、行政などすべての個人、団体

5 現行計画からの主な変更点

- ①「子ども・子育て支援事業計画」(策定必須)
 - ・幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容等を明記
- ②「子ども・若者計画」
 - ・対象を子ども(概ね 18 歳未満)から若者(概ね 30 歳まで)にまで拡大
※「子ども」「若者」の対象年齢は、「子ども・若者育成支援推進大綱」の定義による。
 - ・基本理念に「子どもが自立した大人へと成長」する視点を追記
- ③「新しいふくおか教育計画」(教育委員会)との役割分担の明確化(学校の教育内容に関する項目を削除)

子ども・子育て支援法に基づき、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことが必要

II 基本理念

～子どもが夢を描けるまちをめざして～

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。
子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。
また、子どもが様々な人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

III 主な内容(現状・課題と施策の方向)

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

現状と課題

- ・児童虐待相談件数は減少しているが、相談内容は深刻化
- ・子どもの発達障がいに関する相談や新規受診者が増加
- ・様々な事情により家庭で暮らせない子どもへの対応
- ・ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加

施策の方向性

- 家庭、学校、地域、企業、NPOなどと連携し、相談体制や子育て支援を充実
 - ・子どもや子育て家庭へのきめ細かな支援
 - ・里親制度・専門的ケア機能などを充実
- ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者の相談体制を充実、社会参加を支援

目標 2 安心して生み育てられる環境づくり

現状と課題

- ・共働き家庭の増加等による、保育が必要な子どもの数の増加
- ・就労形態の多様化
- ・出産前後の育児不安が強い母親への対応
- ・仕事と子育てが両立できる環境づくりの必要性

施策の方向性

- 質の高い幼児教育・保育を確実に提供
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実
- 市民、地域、企業と共働き仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進

こども・子育て審議会
専門委員会
事業目標等を審議
(7月4日、8月)

目標 3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

現状と課題

- ・孤立しがちな子育て家庭、子育てに不安や負担を感じる保護者の増加
- ・家庭の子育て力の低下、子どもの基本的な生活習慣や規範意識の醸成の必要性
- ・すべての子どもと家族が地域社会で生活していくための環境づくり
- ・若者の社会的・職業的自立

施策の方向性

- 家庭が子育て力を発揮し、子どもの豊かな人間性や社会性が育まれるよう取り組む
 - ・地域で子どもと子育て家庭を見守り育む環境づくりを推進
 - ・父親が子育てに参画するしくみづくりを推進
- 子ども・若者に多様な体験や活動の機会を提供、子ども・若者の成長を支える取り組みを推進

IV 事業目標等

1 設定区分

(1) 国の指定項目

- 第4次計画においては、子ども・子育て支援法に対応するため、国が指定する項目について具体的な数値を盛り込む必要がある。

【国の指定項目】

- ① 教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保の内容
- ② その他、国が指定する事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

- 国の指針に沿って、各年度の「量の見込み」（必要が見込まれる定員数、サービス量など）を算出し、「提供体制の確保の内容」（目標事業量）を設定する。

【「量の見込み」算出の手順】

- ① 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施〔平成25年10月～11月〕
[対象・回収率] ・乳幼児の保護者 9,000人（回収率56.4%）
・小学生の保護者 3,000人（回収率52.9%）
・中高生等の保護者 2,000人（回収率44.4%）
- ② ①の調査結果から、国の手引き書の計算方法に従い、項目・事業毎のニーズ量を算出
- ③ 項目・事業毎に、事業実績などを踏まえて必要な調整を行い、「量の見込み」を算出

■保育認定における「就労時間の下限」について

【国の考え方】

- 保育認定に当たっての就労時間の下限については、国基準では1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとなっている。

【市の対応】

- 福岡市においては、現行の保育所入所の要件が1日4時間以上かつ月15日以上
の就労であることを踏まえ、**1か月当たり48時間から60時間の間で決定**する。
※ 保育の必要性の認定に関する基準を含む「福岡市の子ども・子育て支援新制度に関する各種基準」については、パブリックコメント手続を経て決定する。（7月に意見募集を実施）

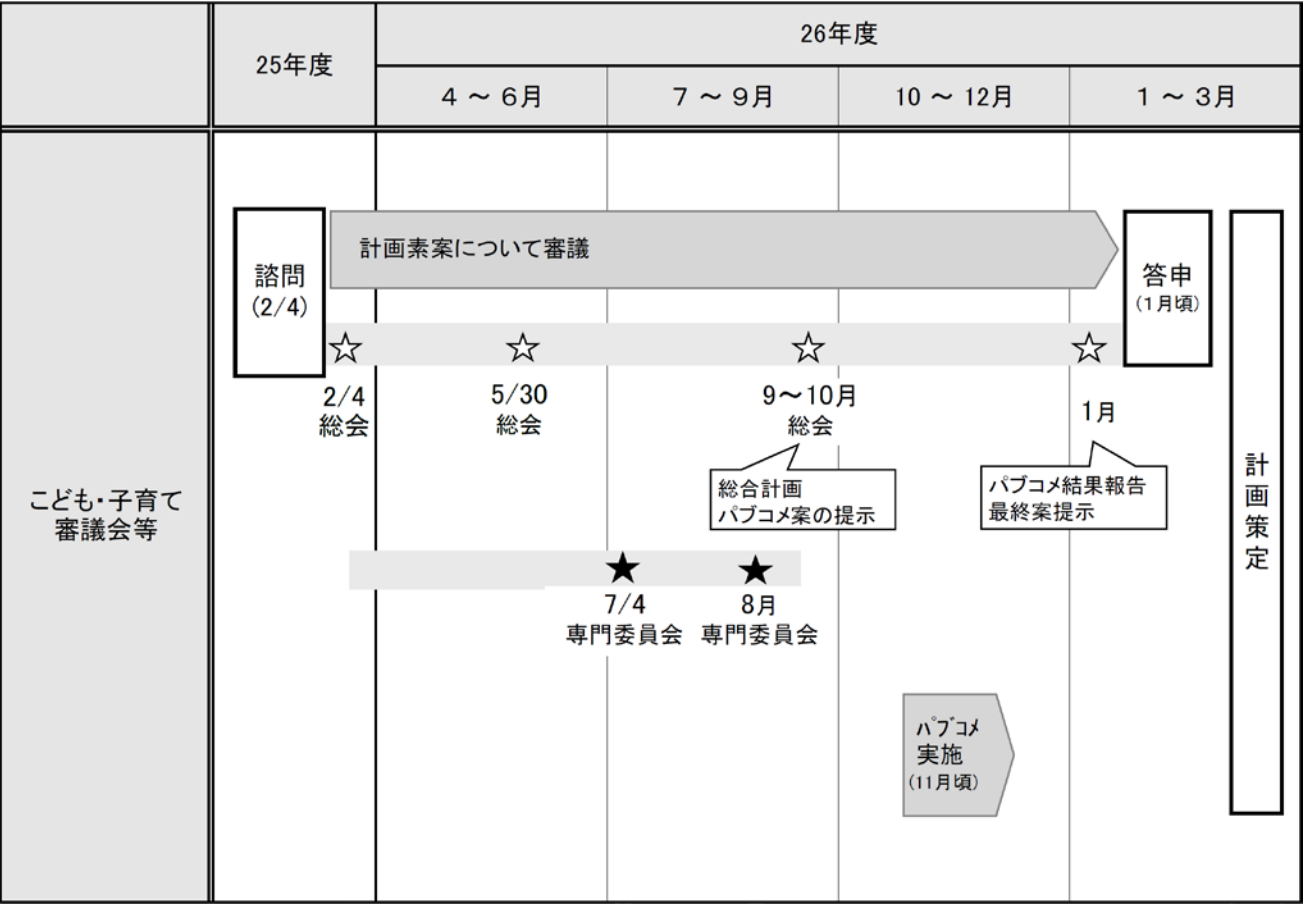
（ 参考（就労時間の例）／ 48時間： 4時間×12日／月 など
60時間： 4時間×15日／月 など ）

(2) 市の独自項目

- 市が独自に設定した項目について、平成31年度の目標値を設定する。

2 「目標2」に関する事業目標等 . . . 別紙参照

V 計画策定に向けた主なスケジュール



■「第4次福岡市子ども総合計画」に係る事業目標等（目標2に関するもの）

【量の見込みの算出方法】①国の手引きに従い、ニーズ調査の結果から31年度の保育の量の見込みを算出
②26年度（実績）から31年度に向け、平均的に保育の量の見込みが増加するものとして各年度の見込みを算出

【国の指定項目－①教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保の内容】

区 分		H26 年度			H27 年度			H28 年度			H29 年度			H30 年度			H31 年度			H26 年度と H 31 年度の比較			
		3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	3-5 歳	3-5 歳	0-2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		学校教育のみ	保育の必要性あり		
【48 時間の場合】	量の見込み(必要利用定員総数)		23,469	32,413		23,319	33,683		23,098	34,749		22,466	35,407		22,029	36,144		21,695	36,876		▲1,774	4,463	
				18,304	14,109		19,016	14,667		19,398	15,351		19,428	15,979		19,615	16,529		19,890	16,986		1,586	2,877
	確保内容	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	23,469	18,621	13,497	23,319	19,033	14,135	23,098	19,398	14,635	22,466	19,428	15,113	22,029	19,615	15,513	21,695	19,890	15,820	▲1,774	1,269	2,323
		地域型保育事業			416			566			716			866			1,016			1,166			750
【60 時間の場合】	量の見込み(必要利用定員総数)		23,469	32,413		23,375	33,569		23,212	34,522		22,633	35,070		22,251	35,699		21,973	36,323		▲1,496	3,910	
				18,304	14,109		18,960	14,609		19,285	15,237		19,260	15,810		19,393	16,306		19,612	16,711		1,308	2,602
	確保内容	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、認定こども園)	23,469	18,621	13,497	23,375	19,010	14,158	23,212	19,285	14,521	22,633	19,285	14,944	22,251	19,393	15,290	21,973	19,612	15,545	▲1,496	991	2,048
		地域型保育事業			416			566			716			866			1,016			1,166			750

【国の指定項目－②その他、国が指定する事業の量の見込みと提供体制の確保の内容】

※事業の実施は毎年度の予算編成過程で決定

国が指定する事業 ※ 福岡市における事業名			指数	H26 年度末	【就労時間の下限が 48 時間の場合】					【就労時間の下限が 60 時間の場合】				
					H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	延長保育事業(時間外保育)＊1	見込み	利用人数(人)	9,076	9,430	9,730	9,910	10,120	10,330	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
		確保内容		9,076	9,430	9,730	9,910	10,120	10,330	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
	病児・病後児デイケア事業(病児保育)＊2	見込み	利用者数(人日)	21,400	26,330	26,730	26,740	26,880	27,060	26,310	26,670	26,660	26,770	26,930
		利用者数(人日)		21,400	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300
		確保内容	実施施設数	18	18	19	20	21	21	18	19	20	21	21
				※医療機関併設型施設数					※医療機関併設型施設数					
	幼稚園の預かり保育(一時預かり)＊3	見込み	定員数(人日)	400,000	513,000	582,000	664,000	760,000	878,000	519,000	591,000	677,000	777,000	884,000
		確保内容		878,000	878,000	878,000	878,000	878,000	878,000	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000
	一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育を除く)＊4	見込み	定員数	20,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
		確保内容	(人日)	26,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
	子どもショートステイ＊5	見込み	利用者数(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		確保内容		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	福岡市保育コンシェルジュ	見込み	箇所数	7	7	9	14	14	14	7	9	14	14	14
		確保内容	(人数)	7	7	9	14	14	14	7	9	14	14	14
	妊婦健康診査	見込み	対象者数(人)	15,244	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900
		確保内容	実施体制		市内委託医療機関で実施					市内委託医療機関で実施				

【市の独自項目（こども未来局所管事業のみ）】

市が独自に設定する事業		指数	H26 年度末	H31 年度末
目標2 安心して生み育てられる環境づくり				
休日保育（日曜・祝日の保育）*6		実施箇所数	5	7

【注： 保育関連の事業について（事業のあらまし）】

- *1 延長保育事業： 通常の保育時間（月～金：午前7時～午後6時、土：午前7時～午後4時）を超えて保育を実施（延長時間：1時間～4時間）
*2 病児・病後児デイケア事業： 医療機関に併設したデイケアルームで一時保育を実施（月～金：午前8時30分～午後5時30分、土：午前8時30分～午後1時。施設により異なる）
*3 幼稚園の預かり保育： 通常の教育時間外や長期休業期間中に園児を預かる制度（利用時間は園により異なる）
*4 一時預かり事業： 家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる事業（昼間/月14回まで）
*5 子どもショートステイ： 保護者が病気などの事情で乳幼児・児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設・乳児院等に委託して養育を実施（原則7日間まで[やむを得ない場合は14日間まで延長可]）
*6 休日保育： 日祝日などに、保護者が仕事のため家庭で保育ができない場合に、保育を実施（利用時間：午前7時～午後6時）